

日清戦争後の天皇制 (5)

那 須 宏

はじめに

第1章 日 清 戦 争

- 1 開 戦 外 交
- 2 戦 争 の 性 格
- 3 戦 争 の 展 開
- 4 日清講和条約 (以上, 第2巻第1号)

第2章 戦 後 経 営

- 1 戦費の調達と償金の収容
- 2 軍 備 拡 張
- 3 軍備拡張と資本蓄積の矛盾
- 4 戦後経営の破綻 (以上, 第2巻第2号)

第3章 「明治政府」の落城

- 1 地租増徴案の否決
- 2 在朝党组织の挫折
- 3 限板憲政党内閣 (以上, 第3巻第1号)

第4章 地 租 増 徴

- 1 第2次山県内閣
- 2 ブルジョアジーと地主の運動
- 3 地租増徴と外債募集
- 4 三税復旧問題とその後
(以上, 第3巻第2・3合併号)

第5章 立 憲 政 友 会

- 1 清国漫遊後の伊藤博文
- 2 政友会の結成
- 3 伊藤=政友会内閣 (以上, 本号)

第5章 立憲政友会

1 清国漫遊後の伊藤博文

伊藤博文は、隈板=憲政党内閣の成立後、清国に漫遊し、親しく同国の情勢を視察するため、明治31年(1898)8月16日神戸を出帆、19日長崎を発って、韓国の仁川・京城をへて、9月14日北京に到着した。清国では、伊藤の滞在中に、戊戌政変が起り、西太后が摂政となって国務を専行することになった。騒然たる政変のなかで、伊藤は、北京のほか天津・上海・漢口・南京を訪れ、清国官民および各国公使と会見して、東洋全般の問題について談論する機会をえた。その後、国内で憲政党内閣が崩壊するという政変が生じたため、急遽上海を出発し、11月7日長崎に帰着した。この間の見聞は、伊藤の極東情勢にたいする認識と、その後の政治構想に大きな影響をあたえ、政党組織の素志を実行に移す直接の契機となった。

明治の代表的政治家である伊藤博文の政治行動の一貫した特徴は、欧米帝国主義列強の極東進出という現状への顧慮がその思考を大きく左右しており、かかる急迫した極東情勢に対応するため、強力な国家体制の創出を必須の急務としていたことにあった。そして、彼の現実政治家としての資質の特徴は、政治権力の担当者としての自負と責任感の交錯する強烈な治者意識と政治的リアリズム、激動する政治情勢への柔軟な適応能力にあった。伊藤は、2カ月半にわたる清韓両国の旅によって、列強角逐の極東の現状を目のあたりに見てから、その対外意識に焦慮をくわえ、急迫した極東情勢に対処するための国内体制の整備を、焦眉の課題とするようになった。

清韓旅行から帰朝して以来、伊藤は政党組織の素志を実現するため、その準備工作として地方遊説をおこなった。すなわち、明治32年4月10日の長野市城山館における演説を皮切りに、5～6月には関西・九州地方、7月には

宇都宮、10月には北陸地方を歴遊して演説を試みた。以下、この全国遊説を中心にして、当年の段階における伊藤の清韓情勢認識とその対策について分析し、それとの関連において政党組織の意図を検討する。

(1) 清国の現状とその対策

伊藤は、明治31年12月10日の帝国ホテルにおける憲政黨員招待会、および翌日の同所における東京実業家招待会で、清国の実状について演説した。帰朝後最初の演説であった。そのなかで、伊藤は、「東洋の形勢は甚だ危険である……其原因は、必ずしも東洋の問題が立ろに東洋のみに危険を直接に及ぼすにあらずして、世界各国の交渉も矢張り東洋の危険に及ぶのである。……欧州に於て争ふ所の利害は立ろに東洋に危険を及ぼすのである」⁽¹⁾とのべて、一国・一地域に生起した事件がただちに世界全域に波及するようになった、国際政治の現実を直截に指摘した。このことは、帝国主義段階になって、資本主義経済が「世界のすべの国を単一の経済的全一体へと結合する」結果、諸国家・諸民族がたがい不可分な関係にはいりこみ、結びつけられて、資本主義世界体制という一本の鎖の個々の環、有機的な構成部分になるという事実の直感的な認識を意味していた。

つづいて、伊藤は、「今日の東洋大局の問題は、取りも直さず支那の問題」⁽²⁾であるが、清国は列強の進出と国内の分裂がからみあって瓦解の危機に直面している、「第一は支那の防禦力が不足で自国の自立を守るに足りないから」⁽³⁾、「内からは何れの日何が起るかも分らぬ。且又各国共に相俾睨し合うて居る間には、多少の利益上の特典を得るに連れて競争も起る。また権勢の競争よりしてもイツ何時危険に陥らぬと云ふことは言はれない」⁽⁴⁾と指摘した。そして、「斯の如きの形勢であって、我日本は之に直接して居るのである。支那に何か騒動が起ったならば、其利害を第一に受けるものは必ずや日本である。其時に於て日本は如何なる処置を執るか」と問い、「国家を憂ふる者は、平生に慮る所がなくはならん」⁽⁵⁾と強調した。「平生に慮る所」とは戦

後経営の完遂であり、そのためには、「どうしても国運の進行——進路を防禦せずに進んで往かれる道を付けることが必要⁽⁷⁾」であった。清韓の情勢と列強の極東進出にたいする対策の確立、ならびに政党改良の必要は、かかる脈絡のうへで語られていた。

さらに、注目すべきことは、伊藤が、清国を日本資本主義の不可欠の市場として把握し、列強の清国分割競争への参加を目下の急務として認識していたことである。

「前申す通り東洋の形勢は日々逼迫し来る形勢で、欧州諸国の東洋に於ける商業、運輸工業等の発達も段々東洋の全面に影響を及ぼすやうになって参りましたから、日本国の商、工業等も独り内地にのみ着目することは出来ぬ。……唯だ一国内に於て得失を争ひ便宜を謀って居るのみでは、決して今日の時勢に適合せぬ⁽⁸⁾。」しかして、商工業の発達をはかるには、原料・機械の多くを「尚ほ数年の間之を欧州に仰がなければならぬのでありますから、其他の内国の物産を盛ならしめて輸出の増加を図ることが尤も必要であると考へる⁽⁹⁾。」「必ずや之が販路を求めて世界の市場に売出し、以て日本国の富の増加を図らなければならぬが、未だ其販路なるものは至って薄弱なるものである⁽¹⁰⁾。これまで、商工業の発達はいちじるしいものがあつたが、「今までの発達は未だ外国との商業の発達と云はむよりは、寧ろ自国内の商業の発達に過ぎぬのである。商業の発達が自国内に止って居るやうでは到底いかぬ。……之〔海外貿易〕を競争的に広げて参らぬと、始終商業を以て他国より支配さるゝ——則ち経済的に支配さるゝと云ふことになる……乃ち権力は彼にあると言ふ結果になる。故に日本の商業の爲めに図るに更に、一層の進歩をすることが非常の急務と考へる⁽¹¹⁾。」

伊藤は、日本資本主義がその活路を輸出貿易に見出さなければならない現実を明確に認識して、国内市場の狭隘性を補完すべきあらたな輸出市場を清国に求めていた。すなわち、「日本の物産を大いに需要する国は何れであるかと云へば、先づ今日の所では亜米利加を第一としますが、是よりは進んで

支那を日本の市場としなければならぬ⁽¹²⁾」と説いて、将来における清国市場の重要性を強調した。そして、「我国は支那貿易上最勝地位を占得せしものと謂はざるべからず、誠に能此の地位を利用して貿易を経営せば我国を以て支那南北各港貿易の中枢、物資供給の淵源たらしむること豈難しとせんや」と、清国貿易における日本の地理的優位性を指摘し、「将来日本が工業に付て著目する所は、支那を除いてはない。……之を除いたならば恐らく将来は日本で商売することは出来なからうと思ふ」と、清国市場の帰趨が日本資本主義の死活にかかる問題であることを強調した。

しかるに、「眼を開いて纔に一衣帯水の前岸を望めば……日本と相對する地方は、歐羅巴の資本と智力と經驗とに依て將に其の掌中に帰せんとするの有様である。此時に當て纔に一衣帯水を隔てた我日本国は、疾く商業の立脚地を持たぬと、将来日本の物産が幾ら出来ても売先を失ふと云ふことになる。先んずる者は即ち人を制するの理であるから、今より予め其地位を成さなければならぬ。……日本国民たる者は寛大なる了簡を持ち大国の氣風になつて各国と觀を同うして文明の地歩を益々進め、遂に雄を世界に争ふまでに至らなければならぬ。⁽¹³⁾」「雄を争ふとは何であるかと云へば、国力を進めて以て他の列強と競争的に進むと云ふことである。」⁽¹⁴⁾「而して今は憲法政治が実行されて居るが、それも唯今申す通りの目的の爲めであるから、其目的に適合するやうに憲法政治を運用して行かなければならぬ⁽¹⁵⁾」と説いた。

伊藤は、さらに、日本をして「進んで以て列強の伍伴に入るだけの地位に上さなければならぬ⁽¹⁶⁾」と強調し、列強による清国分割競争への積極的参加を基軸に、帝国主義的對外政策を体系的に確立することが必要であると説いた。そして、「国力を統一する」強力な国内政治体制を確立し、商工業の発達を図ることが、「今日の最も急務」であるとした。伊藤にとって、「日本国なるものを世界の全面に表はし、以て益々日本国の強大を図らうと云ふのが目的だったのである。⁽¹⁷⁾」商工業を発達させ、「国民の力を進めるのは、即ち国力を進める所以なのであり⁽¹⁸⁾」、それは、「今や各国の争ふて其政略とする所

のものは、商工業のことに基いて居るのである」⁽⁶¹⁾という帝国主義的現実の認識に由来するものであった。そして、日本は清国市場に密接な利害関係をもっているので、「一朝事ある時に当っては、日本は勿論時と場合に依って傍観することが出来ぬと云ふやうなことも起る⁽⁶²⁾」と強調した。

ところが、清国市場の現状をみると、「我商勢力の微弱なる洵に慨歎すべきものありとす、我对清貿易不振の原因を究むれば多端に上るべしと雖も、其要を挙げば、内に於て商工業機関発達完備せざると、外に在て我商估実験に熟せず事情に達せず耐久の精神に乏しきとに因る」と指摘し、現在は欧米列強がたがいに牽制し、「相睨み合っている形勢」であるから、地理的に接近している日本にとって、「支那貿易拡張を企図するに於て最好時期なり」とした⁽⁶³⁾。そして、「今や欧羅巴各国は其資本と経験と交通の便とを以て、之に臨んで大いに開発を試みむとするの時であるから、我国も欧州諸国に遅るゝことなく、之に対する手段方法を講じなければ後日に至って臍を噬むも及ぶべからざる悲境に陥るであらふ⁽⁶⁴⁾」、「若し之を怠る時に於ては日本は商工業の上に手を出す余地がなくなってしまう。私が今日最も急務の時とする所以は、今であればマダ日本の商業が侵入する余地があるけれども、尚ほ十年も十五年も後れると其時機がなくなってしまうはせんかと云ふことを懸念するからである⁽⁶⁵⁾」と強調した。

ここでは、帝国主義的大陸政策を確立し、清国分割競争において列強の伍伴にくわわることが、緊急性と焦燥感をもって語られている⁽⁶⁶⁾。このことは、資本主義世界体制の一環にくみこまれた国は、いかなる国も、好むと好まざるとにかかわらず、また自国の経済的發展段階にかかわらず、欧米列強の帝国主義的潮流から逃れることは不可能であり、それぞれの歴史的條件と経済的發展段階に応じて、この潮流のなかに自国を位置づけざるをえない、すなわち、帝国主義列強(=抑圧民族)としてか、さもなければ列強の分割対象たる植民地・従属国(=被抑圧民族)として、自国を位置づけざるをえない、という19世紀末の世界政治の現実を反映していた。そして、帝国主義列強の

一員として自国を位置づける場合には、当然、それへの積極的な対応を必至とし、帝国主義的対外政策の採用はもちろんのこと、これに即応する国内政治体制を整備し、独占資本を強力に育成・補充して、自国の帝国主義を確立することが、急務の課題として登場してくる。伊藤の政党改良論と憲法政治論も、かかる脈絡のうえで主張されていたのである。

(2) 政党改良論

伊藤は、その政党観について、「吾輩は今の政党が見て居るが如くに政党は重いものではないと思ふ。唯々意見の異同と解釈すれば宜しいのであるが、動もすると、……政権争奪の上のみに着眼して居るのは、如何なる訳であるか、決して然様な訳のものではないのである⁽⁶⁷⁾」と語った。彼にとって、政党は、議会有れば「自然に生存すべきもの⁽⁶⁸⁾」、「憲法政治の下に於ては免かれざる結果⁽⁶⁹⁾」であった。さらに、日清戦争後の時点では、「政党を撲滅するとか蛇蝎視するとか云ふ人の考も亦た間違つた話⁽⁷⁰⁾で」、「政党を嫌ふ者も矢張り政党を嫌ふ一党派⁽⁷¹⁾」であるとして、山県らの政党排撃論を真っ向から批判し、政党組織の必要を承認すると同時に、天皇の任免大権に仮託して政党内閣の存立をも容認した。そして、伊藤はつぎのようにいった。

「君主は何人をも用ひ、何人をも用ひざることを得る大権をば御所有に相成つて居る以上は、党派の人と雖も黨員を以て政府を組織するに何の妨げもない。唯、其党派なるものが何時でも考へて居らんければならぬのは、党派が大権の作用を委任せられたる場合に於ては、天皇は偏せず、党せずであるから、偏せず党せざる天皇の大権の作用を委任せられたることを深く心に蔵めて、日本国民の爲めに春雨の霑ふが如き政治を行はなければならぬと云ふ責任のあることである。それを誤解されては大変なことである。」⁽⁷²⁾

ついで、政党改良の必要について論じた。

「然るに今日までの成績に就て見ると其処を思はずして権力与奪の一点にのみ考を注いで居るやうである、是れ実に大いなる間違ではないかと考へ

る。……政府の責任の地位に居れば如何にして此国家を全ふするを得るかと云ふ観念……に就て政党の改良をすることが必要であると考へます。而して政党の改良を望むに就いては日本国民に向つても亦た深く望まざることを得ぬ。……如何に政党嫌ひ——政論嫌ひと云ふ人でも自分の利害得失に此の如き重大なる関係を有することを藐視して居つて宜しいと云ふ議論のありやう道理がない。」

すなわち、「抑々政治とは如何なるものであるかと云ふと、一国の利害上に関係する以上に於て始めて之を政治と云ふ事が出来るのである。其以下に於ては地方々々の事に過ぎない。……苟も国家の事となつた以上には日本全体を見通さなければならぬ。即ち日本全体を見、日本国の利害得失を見た上から起つて之を政治と称ふるのである」として、一村一郷の利益および一部人民の利益を、政治の場において主張することを排撃しつつ、政党は常に国家的観点にたち、全体的利益の実現を目的とすることが必要であると強調した。伊藤によれば、「日本国を打つて一団結と爲し、以て雄を世界の列強と争ふのが即ち之れ〔一国の方針〕であつて、此観念は各党派の争ふべき点でなく、日本全国の方針である。是れだけは異同の外に居らなければならぬ。而して其方針なるものを実行し其目的を達するに於て如何なる手段方法を採用すべきかと云ふ点が、政党などの意見を異にする所となる」のであつた。そして、つぎのように結論した。「党派が権力を争ふと云ふまでは宜しいが、孰れの党派が権力を得たにしても、既に政権を把り政治を行ふことになつた以上は、王道蕩々偏せず党せずの趣旨に則るのが必要であると考へるから、党派も皆其観念を以て改良を謀り進歩をするやうにと私は希望する次第である。」

伊藤にとって、当面の政治的急務は、挙国一致の国内体制の創出にあつた。彼の政党改良論も、それによつて政府と議会の調和をはかり、「政府を永く存続せしめて既定の計画を悉く遂行せしめたい」という期待によるものであつた。このような期待は、「政府なるものが永続しなければ国家の事業と云

ふものを挙げて行くことは出来ぬ⁽³⁸⁾、従来のように立法部と行政部の無益な軋轢によってしばしば政府が代わり、国家的諸政策や諸事業の遂行に支障をきたすときは、「国家の進歩を遅緩ならしむるのみならず、今日各国が競ふて駸駸乎として進みつゝある勢に遅るゝと云ふことになって国運の伸張に大いなる害がある⁽³⁹⁾」とする、急迫した極東情勢にたいする焦慮が、彼の意識の底を貫ぬいていたことによるものであった。

政党改良の具体的な内容については、まず「党派の統一」を必要とし、「党派の統一」は、党員が党議に服することによってではなく、党首への「権力集中」によって実現されるとした。すなわち、伊藤はいう。「我国に於ては、議会に於て主要なる問題を議して、而して此の立法部として与へられたる所の権能の働きを為すのが必要であるにも拘らず、党派なるものが…別⁽⁴⁰⁾に党議なるものを先づ定めて而して後ち議会に臨むならば、議会に於て其利害得失を弁論する必要を見ぬのである。⁽⁴¹⁾」この伊藤の見解は、古典的議会主義にもとづき、それに適合する政党として、編成力の弱い代表政党 (Repräsentationspartei) を予想したものであり、現代的統合政党 (Integrationspartei) ないしは党員政党 (Mitgliederpartei) への発展方向を阻止しようとするものであった。⁽⁴²⁾しかし、統合政党たることを否定するのならば、本来、政党として必要な政党としての一体性は、どこから出てくるのか。それは、党首のパーソナルな指導とそれにたいする党員の絶対的な信倚以外になかった。彼は、ディズレーリーの言葉を引用して、「一党派の首領は、その党派の主義に忠実ならざるべからざると同時に、党員は又絶対的にその首領の命令に服従しなければならぬ⁽⁴³⁾」とのべ、「今日の如く党派の各人が集って行政上の種々の注文をして居る間は、政党を以て内閣を組織しやうなどと云ふことは思ひも寄らぬ次第である⁽⁴⁴⁾」と論じた。

しかし、現実には、いかに党首の統率力が強力であっても、議会に反映されるべき国民的利益と意志が分裂していたのでは、「党派の統一」はのぞめない。そこで、伊藤は、「日本国民は国を立てゝ行く所の立国の国是方針を

知らなければならぬ⁽⁴⁴⁾」,「国民さへ明に物が分って来れば政党の悪弊を除去するにも足るであらうし、又立法上の権能を全うして上下の一致結合を図る仕掛方法ともなるであらう⁽⁴⁵⁾」と論じた。

伊藤にとって、政党改良の究極の目的は、国家的事業の遂行を渋滞させる政党の宿弊を一掃して、列強対立の極東情勢に即応しうる政治体制を創出することにあった。では、いかなる方法によってその実をあげようとするのか。彼は、政党の改良を実現するにあたって、実業家の政治参加を強く要請したが、それは、実業家層を構成基盤として理想とする政党を組織し、強力な政治体制を創出しようとしたのである。

伊藤は、実業家の利害が政治に反映される必要を説いて、つぎのように述べた。「今日は実に此農工商なるものが、国家を生存せしめ国家を発達せしむるの目的物と相成って居って、軍事も外交も之と相伴はなければならぬと云ふことに相成って居るのである。⁽⁴⁶⁾」⁽⁴⁶⁾「実業を除いては政治上の問題となるべきものが殆んどないのである。⁽⁴⁷⁾」このことはまた、「種々な事業に向って保護を与へ、或は之を奨励すると云ふやうな事は悉く政治の力に依らざるを得ぬ⁽⁴⁸⁾」という日本資本主義の現実、経済が政治によって主導され補完されるといふ脆弱な資本主義の実態からも、その重要性が強調されたのである。そして、「皆自己の事業に就て盛衰の基く所を究めて、それが政論の上に現れねばならぬことであるから、農工商に従事するものは政論に与からず、唯政治屋のみに委託して置くべしといふ訳のものではないのである。⁽⁴⁹⁾」と、実業家の政治にたいする消極的な態度を非難させた。このように、伊藤が商工業の発達を国家最大の急務としたのは、「所謂国威を何ものが進めるかと云へば、則ち国民の力でなければならぬ。独り政治のみではない。政治と国民の力を発達して始めて国威を宣揚することが出来るのである。ツマリ〔政治は〕国民の力の現はれた度合に止るのである。……此人民の力の度合を高め、此国権の発達を促し、国威の伸ぶるやうにしなければ、日本国の独立を千古に伝へて行くことに就て甚だ危きを感じずる⁽⁵⁰⁾」からであった。ここにもまた、急迫

した極東の国際情勢にたいする焦慮が反映されていた。

さらに、伊藤は、かかる観点から、「国家立法の部に於て、国家の進運を図るの目的を達しやうと云ふならば、どうしても商工業に従事して居る所の人を立法部に現はして行かなければならぬ」⁽⁵¹⁾、「商工業を代表する所の議員を出して国家の表面の政治に与らせることにせんければ、なかなか此の競争場裡に立て、商工業者が其利害を争ふことが出来ぬのである」⁽⁵²⁾と強調した。伊藤が、第2次内閣において、実業家の議会進出を容易にするため選挙法の改正を企図し、実業家を有力な構成要素として新政党を組織しようと試みたのも、同様な認識によるものであった。そして、そこに、脆弱な日本資本主義の発展のために、常に国家権力による補強が必要とされ、逆に、国家権力の維持・強化のためには、権力と資本とのいっそう緊密な連繋が要請されるという帝国主義段階の現実を、直感的にはあれ敏感に把握していた、伊藤の現実認識の鋭さをみることができた。

このように、伊藤が、山県らの保守派官僚と異なって、帝国主義時代の様相を如実にしめず、極東の国際情勢に対応する政治構想を展開できたのは、彼のすぐれた政治家的資質によるものであったが、その背後には、彼の特異な憲法政治論があった。

(3) 憲法政治論

伊藤は、維新の改革を回顧して、「王政復古は国力の帰一と云ふことを主眼とした」⁽⁵³⁾が、廃藩置県により、「上一天万乗の天子と、其国民たる人民の間に一切の境界が撤せられ……治者たる君主と、被治者たる人民とは、国家の元素をなす様になった」⁽⁵⁴⁾、さらに「今日は其議會なるもの即ち国民そのものが政治に参与すると云ふことに相成って居るのであります。上は天子と、下は人民と相謀って一国の盛衰を図ると云ふことになって来ました」⁽⁵⁵⁾とのべている。彼によれば、「憲法政治なるものは所謂治者と被治者の間を調和して以て上下一致の結果を見るのが其目的である。」⁽⁵⁶⁾

伊藤は、その著『憲法義解』のなかで、天皇について神話的説明をとりながらも、日本では、宗教が「国家の機軸」となりえないことをはっきりと認め、古典的絶対主義の支配原理（王権神授説・無制限の専制）とは異なった原理を採用していた。彼は、「国家の機軸」を皇室にもとめたが、国家的秩序の中核それ自体に、支配のための精神的基盤をもとめることは、ひとつの矛盾であった。そのために、郷党社会の秩序原理に依拠し、家族国家観によって天皇制権力の支配を補強しなければならなかった。しかし、彼が天皇制国家の第1の支配原理としたのは、そのようなものではなかった。彼は、国家を特殊権力装置として構成しようとし、「政治の要は国の利益を第一」とするにあると考えていた。

伊藤は、「何でも専制的のことでなければ日本の国体に適はぬが如く思うて居るが、此は大いなる誤解である⁽⁵⁹⁾」として、つぎのようにのべた。「今日の日本国民は各々其好む所によって、法律の範囲内に於て自由を享有して居るのでありますが、此等の自由は所謂文明治下に棲息する人民の当に享くべき権利である。之を許し之を享有せしめざれば、国民の発達を凶ることは出来ぬ。国民の発達を凶ることが出来なければ、国を富まし国を強うすることは出来ぬのである。⁽⁶⁰⁾」すなわち、国民に一程度の自由を享有させることは、国民の力を国力に帰一し、国を富強ならしめるために要請されたのである。そして、「憲法政治なるものは、上下の分域を明に劃して以て国民の為すべきことと、君主の為すべきこと即ち君主の当さに行ふべき権利、国民の享有すべき権利を明にして、次いで国政を料理する次第を規定したものである⁽⁶¹⁾」とし、憲法はたんに国民の権利・義務を規定するのみならず、君主の自己制限を意味するものでもある、と解していた。したがって、君主にいっさいの統治権を集中し、君主の大権を委任された政府は「殆ど無限の権力を蔵する所の機関である⁽⁶²⁾」としながらも、他方では、君主の専恣を排し、「法による支配」によって国民の国家への自由を培養し、国政への参与を許与することによって国民の国家意識を強化し、国家目的の実現と権力の超出をはかりう

としていた。

ついで、伊藤は、「今日最も必要なることは何であるかと云ふと即ち国力である。国力と云ふのは取も直さず之を解剖して見ると人民の資力である。其人民の資力と云ふものは如何なるものかと云ふと、……人民の労力、人民の知識、人民の勤勉等に依って造られ、又増加して行く所のものであって、之を集合して以て国力と称するのである。故に人民の資力の富殖を勉めて以て日本国の経済社会の進歩を図って行く⁽⁶³⁾と云ふのが即ち今日の急務なり」とし、そこに、政治の目的と政府存立の基礎をもとめた。伊藤にとって、国家それ自体が政治の最高の目的であり、君主は人民とともに「国家の元素」であり、上下一致して「国家の昌運」をはかるべきものであった。また、同様の意味から、「昔の勤王は宗教的の観念を以てしたが、今日の勤王は政治的でなければならぬ。……即ち国家なる観念の上に於て、憲法に条列してある所の権利を享有して国に対するの義務を尽し、之を誤らぬやうにすれば、即ち勤王の実を挙げる⁽⁶⁴⁾ことができるのである」と説いていた。ここでは、「国に対するの義務」をつくすことが、そのまま「勤王の実」をあげることであるとされていた。したがって、極東の情勢に対応して、帝国主義的政策の遂行につとめることが、「事の遅緩する度毎に他所に遅れはしないか、他所に遅れはしないかと、常に御憂慮に相成⁽⁶⁴⁾って居る」天皇の「宸襟を安じ奉る」勤王の道でもあった。

伊藤の思考する天皇制国家の支配原理は、古典的絶対主義の専制君主制よりも、プロイセン絶対主義の立憲君主制(=外見的立憲制)にいちじるしく接近していた。また、その国家観は、国家有機体説の系譜に属し、ロエスラーからでて一木喜徳郎をへ、美濃部達吉によって完成される天皇機関説への傾斜をしめしていた。ここに、伊藤が「最大の近代国家主義者⁽⁶⁵⁾」とされる由縁があったし、またそれゆえに、彼は、国家目的の変化に適應すべく、自己の政治的志向を変革しえたのである。

かつて帝国憲法発布のさいに、君主の大権は不偏不党なるが故に、「政府

ノ党派ハ甚ダ不可ナリ」とした伊藤が、いまや、不偏不党なる君主の大権を委任されたものであるとして政党内閣を容認し、みずから政党組織にのり出すにいたった。この変化の動因は、第1に、国民とくに実業家層の政治的関心をよび起して、それを「国家の目的」に集約し、彼らの国家意識を培養して、政府の権力基盤を強化すること、第2に、商工業の利害を国家の基本政策に反映させ、「人民の資力」を「国力に帰一」して、国力の基礎を強化することにあった。そして、この二つの要請の底流をなしていたものは、緊迫の度をくわえる極東の国際情勢にたいする認識であった。極東の帝国主義的情勢に対処するための国内的な対応策が、政党組織に集約されたのは、「国家の経綸上¹³に付て……此計画さるゝ所¹⁴のものが議会を通過せん為にそれを実行することが出来ぬ。其實行が出来なければ、国家の進路は防塞される」、したがって、「どうしても国運の進行——進路と云ふものを防塞せずに進んで往かれる道を付けることが必要である¹⁵」というリアルな政治認識によるものであった。かくて伊藤の構想する政党内閣は、政党を基盤とした内閣というよりも、政党の支援を制度的に保証された内閣であり、政党は、政権獲得の手段たるよりも、政権維持の手段だったのである。

注 (1) 小松緑編『伊藤公全集』第2巻, 1927年, 政治演説75ページ。

(2) レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」『全集』第3巻, 45ページ。

(3)(4)(6)(7)『伊藤公全集』第2巻, 政治演説73, 76, 77, 81ページ。

(5) 同上, 学術演説7ページ。

(8)(9) 久留米市萃香園における演説, 明治32年5月19日(同上, 44ページ)。

(10) 名古屋市東陽館における演説, 明治32年6月16日(同上, 政治演説311ページ)。

(11) 福岡市集成館における演説, 明治32年5月20日(同上, 学術演説60~1ページ)。

(12) 大分市蓬萊館における演説, 明治32年5月15日(同上, 政治演説211ページ)。

(13)(14) 東京実業家招待会における演説, 明治31年12月11日(同上, 学術演説8, 15~6ページ)。

(15) 山口県柳井津における演説, 明治32年6月9日(同上, 161~2ページ)。

(16)(17) 宇都宮市旧城館における演説, 明治32年7月16日(同上, 190~1, 195ページ)。

(18) (10)に同じ(同上, 政治演説313ページ)。

- (19)(20)(21) (16)に同じ(同上, 学術演説190, 193ページ)。
- (22) (12)に同じ(同上, 政治演説212ページ)。
- (23) (13)に同じ(同上, 学術演説18~9ページ)。
- (24) 福岡県小倉町偕行社における演説, 明治32年5月21日(同上, 89ページ)。
- (25) 福岡市集成館における演説, 明治32年5月20日(同上, 62ページ)。
- (26) かかる観点からする帝国主義的大陸政策は, 第1次桂内閣の小村寿太郎外相の立案になる『内政外交に関する十年計画意見』および『清韓事業経営費要求請議』において, 体系的な確立をみた。
- (27) 長野市城山館における演説, 明治32年4月12日(『伊藤公全集』第2巻, 政治演説173ページ)。
- (28)(30) 名古屋市東陽館における演説, 明治32年6月16日(同上, 315ページ)。
- (29) 山口町万年寺における演説, 明治32年5月31日(同上, 279~80ページ)。
- (31)(32) (27)に同じ(同上, 173, 178ページ)。
- (33) (28)に同じ(同上, 316ページ)。
- (34)(35) 宇都宮市旧城館における演説, 明治32年7月16日(同上, 学術演説195ページ以下)。
- (36)(37) 大分県中津町中武楼における演説, 明治32年5月17日(同上, 政治演説252, 258ページ)。
- (38) 広島市真菰春和園における演説, 明治32年6月11日(同上, 学術演説183ページ)。
- (39) (28)に同じ(同上, 政治演説310ページ)。
- (40)(42)(43) (36)に同じ(同上, 252, 253, 255ページ)。
- (41) 小山博也『明治政党組織論』東洋経済新報社, 1957年, 75ページ。
- (44) 山口県萩町本願寺別院における演説, 明治32年6月2日(同上, 学術演説145ページ)。
- (45) (28)に同じ(同上, 政治演説317ページ)。
- (46) (34)に同じ(同上, 学術演説198ページ)。
- (47) 大分市蓬萊館における演説, 明治32年5月15日(同上, 政治演説195ページ)。
- (48)(49)(50) 長野市城山館における演説, 明治32年4月10日(同上, 149ページ以下)。
- (51) (34)に同じ(同上, 学術演説198ページ)。
- (52) 長野市城山館にける演説, 明治32年4月12日(同上, 政治演説178ページ)。
- (53) 山口町万年寺における演説, 明治32年5月31日(同上, 259ページ)。
- (54) 大磯地福寺における演説, 明治32年2月13日(平塚篤編『続伊藤博文秘録』1929年, 演説集45~6ページ)。

- 55 長野市城山館における演説, 明治32年4月10日(『伊藤公全集』第2巻, 政治演説151ページ)。
- 56 名古屋市東陽館における演説, 明治32年6月16日(同上, 318ページ)。
- 57 小林雄吾『立憲政友会史』第1巻, 1924年, 108ページ。
- 58 長野市城山館における演説, 明治32年4月12日(『伊藤公全集』第2巻, 政治演説170ページ)。
- 59 60 山口県萩町本願寺別院における演説, 明治32年6月2日(同上, 学術演説144ページ)。
- 61 62 59に同じ(同上, 政治演説307, 314ページ)。
- 63 山口県徳山町無量寺における演説, 明治32年6月9日(同上, 学術演説154ページ)。
- 64 大分市蓬萊館における演説, 明治32年5月15日(同上, 政治演説203ページ)。
- 65 藤田省三『天皇制国家の支配原理』未来社, 1966年, 11ページ。
- 66 憲政党员招待会における演説, 明治31年12月10日(『伊藤公全集』第2巻, 政治演説80~1ページ)。

2 政友会の結成

清国漫遊の旅から帰った伊藤博文は、政党結成の足場をつくるため、精力的に全国遊説をおこなうと同時に、元老の了解をうることにつとめた。当時『大阪毎日新聞』の社長をしていた原敬は、明治32年9月25日の日記にこう書いている。「井上伯に面会したり。伯、大阪にて内談せし如く〔8月16日〕伊藤をして政党改造をなさしむること、山県をして其意を諒して遂に伊藤に譲ることに關して西郷にも説きたり、併し松方に未だ談ずる能はず(病氣)、且つ山県も急速に之に應ずること能はざる情況に付、暫らく時機を見居る由を物語れり。」⁽¹⁾ 山県は、伊藤に内閣をゆずることに積極的ではなかった。翌年1月29日の原の日記には、「井上伯に面会して政界の事情に就き少しく談ずる所あり。伊藤をして其理想に係る政党を組織せしめんには山県内閣の下に出来得る事にあらざれば、井上、山県の後を襲ふて内閣を組織し、其間に伊藤の意思を達せしめ遂に政党内閣の基をなすことを説く。井上強て不同意

を唱へず⁽²⁾」と記されている。伊藤が「自己の内閣組織に就きて最も苦心する所は藩閥元老に対する関係⁽³⁾」であったが、山県をのぞく全元老は、山県の勤王党構想が画餅に帰したのちには、伊藤の新党構想にもはや反対できなくなっていた。

伊藤の新党構想が急速に具体化したのは、憲政党が山県内閣との提携断絶を宣言してからであった。明治33年6月1日、伊藤に党首就任を要請してことわられた憲政党幹部は、憲政党を解散して伊藤新党に加わることに意見一致した。伊藤が新党を組織するというのなら、それになだれこむのが、実質上党勢を維持しうる最善の方策だったのである。「こゝに於て伊藤の食指は大いに動き、従来の新党樹立の計画を更に拡張することとし⁽⁴⁾、憲政党を吸収して新党を組織する方針を決定した。そして、7月8日、伊藤は将来憲政党と協議する旨の覚書を星亨らに手交した。

当時、衆議院書記官長として伊藤に近かった林田亀太郎は、憲政党の無条件献党について、「之を容るゝは可なり、然れども直に之を基礎として結党式を挙げんか、穩健の分子は之に参加せざるべし、依りて飽く迄も最初の決心を執りて——既成の方針通り進行さるべし」と忠言したが、伊藤は、「無条件で来る以上何の恐るゝ所あらん、万事予の方寸にあり」として、林田の忠言を容れなかった⁽⁵⁾という。また、尾崎行雄は、回顧録のなかでこう書いている。「これは星君の深い政略的な考へであつて、あくまで現実主義的な星君は、なにも名義にこだわる必要はない。政党は実力のあるものが勝つ。憲政黨員が新政党内に多数をしめれば、新政党はいやでも憲政党のものになるといふ考へであつた。これにたいして、伊藤公は、どこまでも自分の力を信じてゐた。憲政党が自分に頭をさげて来たのだから、総裁独裁制をしいて、しつかり手綱を握つてゐさへすれば、思ふままの政党ができると思つた。そして有力な反対に耳をかさないで、憲政党の申出を承諾した⁽⁶⁾。」

ところで、微妙なのは山県との関係であった。山県は伊藤の新党組織に反対であり、隠然たる妨害が山県または山県派からなされていた。したがって、

山県にすくなくとも反対させないことが必要であった。伊藤は、7月1日、山県に「政党の方針」の試案を送って、その閲覧に供し、「尚御意見も有之候得ば無御腹藏蒙高教度候⁽⁷⁾」といっている。また、伊藤は、天皇に政党改造の必要な由縁を奏聞し、ひそかに内旨を乞うて、新党を勅許政党に仕立てあげようとした。天皇は、とくに異議をとえず、伊藤の多年の功労を賞して内帑金10万円を下賜した。伊藤は、これを山県・黒田らの元老に通告し、他日の妨害を避けることに注意した。山県は、自己の内閣に叛旗をひるがえした憲政党を基礎にして、伊藤が新党を組織することに、心よからぬ思いがしたが、しいて反対することもできなかった。7月末には、山県との了解もついた。

その後、伊藤は、同僚の井上馨をはじめ、配下の西園寺公望・伊東巳代治・金子堅太郎、憲政党領袖の星亨・松田正久・末松謙澄・林有造らと協議して具体的準備をすすめ、「新政党に関する一切の事務を担任⁽⁸⁾」させるため、原敬を東京に呼びよせた。総裁独裁制は、すでにこのときに約束されてい⁽⁹⁾た。

伊藤は、7月28日、伊東巳代治にあてた書簡のなかで、新党の基本的な組織原理を、「第一従来の党名を改、此際断然立憲政友会と為す事、本部の組織を⁽¹⁰⁾変じ倶楽部と為す事、各地方に於ても支部的に倶楽部を設置せしむる事」とのべ、その線にそって会則をつくることを依頼している。新組織に党名を用いない理由は、同じ書簡のなかで、「官海又は実業界の厭忌を避け、加入を容易ならしむるの手段に外ならず候⁽¹¹⁾」と説明されている。しかし、新党組織について最も下働きをしながら結局伊藤と疎隔していった伊東は、伊藤と見解を異にしていた。彼は、「党名は三字にて適當の名称を忖度存候へ共、既に今日迄種々濫用致候末に候へば、別段心付候もの無之」とのべたのち、ことさら党の字を避ける必要は少しもないとして、「昔日の朋党論を以て今日の政党を視るが如きの頑固者は、到底入党御差許相成候とも何の甲斐も有之間敷、夫等の御頓着御無用歟と乍憚奉存候⁽¹²⁾」と伊藤に書き送っている。伊

東は、政党が立憲政治の構成要素であることを承認している人びとを結集することに、課題があると考えていたのである。また、彼は、「政党の統一及聯絡の為には、俄に本支部を廃して全然倶楽部を組織致候事実際難被行候⁽¹³⁾」と考え、倶楽部と政党とは組織原理を異にするものと理解していた。結局、伊東は、伊藤の見解に強く反対せず、「倶楽部は門戸を広くする為、社交上の便宜として本支部と併立する⁽¹⁴⁾」という両者の妥協案を打ち出したのである。

8月25日、伊藤は、芝公園紅葉館に西園寺公望・渡辺国武・本多政以・金子堅太郎・末松謙澄・林有造・長谷場純孝・尾崎行雄・星亨・大岡育造・渡辺洪基・都筑馨六・松田正久の13人を招き、新党創立の宣言および綱領を発表し、西園寺らを創立委員にあげた。その席上、伊藤は「予め私が世に公にした所の考と矛盾する意思を有する者は入って貰はぬ方が宜しい⁽¹⁵⁾」とのべて、総裁専制の方針を明確にした。創立事務所は26日から帝国ホテルにおかれ、改野耕三・葉袋義一が理事となり、9月15日の発会式の準備をすすめた。だが、事実上の作戦本部は井上の麻布内山田邸であった。そこで、井上・星・原が中心となって、資金の調達・会員加入の勧説などをすすめた。勧誘状送付の範囲は、無所属代議士および前代議士、市長・助役・市参事会員および市会議員（自由・進歩両党員を除く）、商業会議所会頭および副会頭、諸会社社長（資本金5万円以上）、多額納税者（自由・進歩両党員を除く）、府県会議員（同前）、弁護士、銀行頭取（資本金10万円以上）、その他各府県名望家、であった。

ところが、伊藤の新党組織に悪感情を抱く一部の官僚・憲政本党・保守主義団体から、伊藤が宮中の要職にありながら政党組織を企図することにたいして、猛烈な非難がおこった。とくに貴族院の研究会は、山県内閣との関係から、8月29日、総会を開き、政友会に加盟しない旨を満場一致で決議した⁽¹⁶⁾。そのため、金子堅太郎と渡辺洪基は、研究会を退会せざるをえなくなった。かくて伊藤は、9月9日、東宮輔導顧問・帝室制度調査局総裁・皇室経済顧

問の拝辞を天皇に上奏した。14日、伊藤の願いは聴許され、内帑金2万円と紅白縮緬を下賜された。

入会の勧誘をうけた実業家は、政友会にたいする態度を決定するため、渋沢栄一・益田孝の要請で、9月12日、三井集会所に集まった。これには、井上馨が招待され、三井高保・安田善次郎・加藤正義・高橋是清・雨宮敬次郎・今村清之助・田中平八・渋沢喜作・中上川彦次郎・波多野承五郎・朝吹英二・末延道成・原六郎・長尾三十郎・早川千吉郎・中沢彦吉・鈴木藤三郎・三野村利助・高橋義雄・佐々田懋・柿沼谷蔵・大橋新太郎・田中銀之助・岩永省一・上田安三郎・浅田正太郎ら有楽会員をはじめとする東京の実業家31名が集まった。その席上、渋沢は、「従来政党と実業家との間は大に疎遠にして又自ら疎遠なるべき事情も存したれども、元来政治の良否に付き、最も直接に利害を感じるものは実業家に相違なければ、実業家たるものは向後政治上の事に注目するの必要あると共に、政党とも近接して大に政治上一個の動力となるの覚悟なかるべからず」とのべた。ついて井上も、「実業と政治の離るべからざるを論じ、善良なる政党の起るに於ては、之を援けて以て憲政の完成を期するの至当なるべき」を説いた。⁽⁷⁾かくて雨宮敬次郎らは、このさい挙げて政友会に入会することとなすべしと提議したが、来会者の多くは、新政党の趣旨には賛成であり、「全力を挙げて援助を努むべきも、入会といふが如きは各自事情のため不可能なことでもあるし、又政争の累を私交営業上に及ぼされるやうな事があっては面白くない」⁽⁸⁾という意見に傾き、結局入会は自由ということになって、なんら要領をうるところなく散会した。また、京都・大阪方面の実業家も、「予て伊藤との間に感情の疎通を欠いてみたので、この際は殆ど全部が囊外に逸脱した。」⁽⁹⁾彼ら実業家が政党加盟を逡巡した理由には、「政治上の主義」の違いが直接に「私交営業上」の違いにもなる日本の政党の非近代性と同時に、上から育成された日本資本主義の指導者の政治への警戒心が大きな比重を占めていた。

9月13日、憲政党は臨時大会を開いて解党し、「政友会に対する入会手続

を省略する為め黨員名簿を政友会に送附する事」「家屋及び什器を政友会に寄附する事」を決議した。⁽²⁾

9月15日、帝国ホテルで開かれた政友会発会式は、出席者1,400名、祝電6,000通の盛会であった。政友会所属の代議士は152名を数えたが、大部分は憲政党からの加盟者であり、それ以外では、憲政本党から尾崎行雄ら9名、帝国党から大岡育造ら5名、日吉倶楽部5名、議員倶楽部2名、無所属20名、合計41名の加盟をみたにとどまった。官僚で政友会に加入した者は少なく、伊藤の「直参」の者30数名にとどまった。それは、官僚の圧倒的部分が山県系に属していたことと、その超然主義の論理から政党を承認していなかったことによる。また、伊藤の僚友である井上馨は、実業界との関係から入会せず、原敬も、大阪毎日新聞社長の後任問題がこじれて入会しなかった。伊藤の側近として当然入会を予想された伊東巳代治は、政友会の創立をみて、伊藤からしだいに離間していった。

政党としての政友会の特質は、第1に、総裁独裁制にあった。「立憲政友会々則」によると、総裁のほか、総務委員若干名、幹事長1名、幹事若干名、人選も人数も総裁が決定する。総裁はまた臨時委員を設けることができる。これらは、総裁専制の趣旨にでるものであった。

専制官僚である伊藤が、超然主義を放棄して政党組織にのりだしたのは、政府と議会の衝突が国家の進運を妨げるといふ認識から出発して、議会在「成るべく国家の目的と符合する動作行為に出」るよう⁽³⁾に、政党を改造するためであった。しかし、議会において政府を援助するための絶対多数党の創出は、一方において、政権の基礎を安定させると同時に、他方では、政府に委任された君主の統治権が議会によって制限されるという矛盾をもたらす。この矛盾の解決策として案出されたのが、総裁独裁制であった。伊藤は、「立憲政友会宣言」のなかで、「抑モ閣臣ノ任免ハ憲法上ノ大権ニ属シ、其簡抜択用、或ハ政党员ヨリシ、或ハ党外ノ士ヲ以テス、皆元首ノ自由意志ニ存ス。而シテ其ノ已ニ挙ケラレテ輔弼ノ職ニ就キ、獻替ノ事ヲ行フヤ、党员

政友ト雖、決シテ外ヨリ之ニ容喙スルヲ許サス」とのべ、君主の任命大権に仮託して、一方では政党内閣を容認しながら、他方では内閣と政党との間を切断して、内閣を議会にたいする責任から解放した。

第2に、政友会の総裁独裁制は、伊藤の強烈な指導者意識にささえられていた。伊藤は、議員総会のたびごとに、会員に無条件服従を説いた。たとえば、「諸君にして幸に予に信を置かるゝ以上は予の指導に甘んぜられんことを望む、予豈に力を尽さざらんや⁽⁶³⁾」、あるいは、「諸君が私の志を諒として我に服従せらるゝならば、我は喜んで尚ほ諸君を指導して諸君の国に対する職務を誤まらしめぬ様にしなければならぬ⁽⁶⁴⁾」。

また、伊藤は、政友会の使命と立党の精神について、つぎのように説明した。

政府と政党との「軋轢を来した原因に就ては、聊か遺憾に存する所があった。それは如何なる義かと云ふと、我が大日本帝国憲法の大主義と、民間に於て唱導する所の解釈とが、大に異て居る点である。」そこで、「諸君子と接近して、自分の考への存る所を成るべく諸君子に通じ、憲法論に就いては異議のないやうに、一致せしめたならば、種々の競争も之が為めに止み、憲法の大義も永遠に行はれ、憲法を御発布になった御趣旨も明になり、従って憲政の美果も収め得らるべしと云ふ微志の已む能はざる所から、政友会を組織した訳⁽⁶⁵⁾」である。しからば、「憲政の美果とは如何なる事か、それは従来の政党などが、政党内閣を作るとか、或は責任内閣を作るとか、頻りに云って居るが、之に定義を下せば、憲政の美果と云ふことはさう云ふ事ではない。」憲法政治は国家の進運をはかるために実施されたのであるから、国民が「国力を養成」し、「憲法の範囲内に働いて、専制のあらたな政策の円滑な実施に協賛するならば、「憲政の美果も収め得らるゝことになる。」かくて伊藤の意図は、「政友会をして悉く勤王の民たらしめ⁽⁶⁶⁾」、議会において専制を擁護することにあつた。政友会員にたいして、「国民ノ指導タラムト欲セハ、先ツ自ラ戒飭シテ其ノ紀律ヲ明ニシ、其秩序ヲ整へ、専ラ奉公ノ誠ヲ以テ事

ニ従ハサルヘカラス」(宣言)と訓戒したのも、そのためであった。

特質の第3は、会員の構成、なかんずく政友会に結集したブルジョアジーの性格にあった。政友会員241名の職業別構成は、実業家80名、銀行頭取23名、銀行会社重役28名、商業会議所会頭および副会頭2名、富豪2名、多額納税者2名、弁護士34名、新聞社長1名、貴族院議員5名、衆議院議員13名、前衆議院議員16名、市長1名、府県会議員ならびに参事会員34名、であった。

伊藤が政友会を結成したひとつの目的は、実業家を政治における安定要素と認め、彼らの政治にたいする関心をよびおこして、これを政党内に吸いあげ、専制と政党との組織的提携を実現するとともに、専制官僚の主導下にブルジョアジーと地主との階級同盟を政党組織に定着・強化させることにあった。しかし、政友会は、憲政党と比較して、ブルジョア的要素を増大させてはいたが、実業家の入会躊躇によって、伊藤の目的は、十分には達成されなかった。政友会に結集したのは、国立銀行系および農工銀行系の銀行資本家・地方鉄道資本家・取引所資本家・商業会議所系の中小資本家など、政商的特権の大資本家と地方の自生的小資本家とのあいだに介在する、また前期的資本家と産業資本家とのあいだに介在する、あらゆる型の資本家であった。彼らの多くは、すでにはやくから、政党所属の議員として、また無所属の議員として、衆議院に登場し、実業派とよばれ、つねに専制政府に従順な一派を形成していた。政友会に加入してあらたに議会に進出した実業家は、ごくわずかであった。政商的特権の大資本家は、貴族院議員になった場合を別として、議会には登場せず、直接専制官僚に働きかけて、自己の利益の実現をはかっていた。有楽会員のようなトップレベルの産業指導者たちは、第12議会以来の伊藤の政党組織計画には参画していたが、みずから政友会に加入することはしなかった。彼らは、藩閥と政党との合体による「挙国一致政党」の出現を期待していた。

かくて政友会は、憲政党を主力にして結成され、その地盤も憲政党の地盤

を引き継ぐはかなかった。そのため、伊藤は、総裁独裁制にもかかわらず、ことあるごとに旧憲政黨員の教に苦しめられ、ついには、庇をかして母屋をとられる結果になった。在任わずかに2年9カ月と28日にして、総裁の地位を去らねばならなくなったとき、伊藤は、林田亀太郎に、「君の忠告を聴かなかったばかりに斯麼非道い目に逢った、此失策は吾政治上の三大失策の⁽⁹⁾一だ」と述懐した。

第4に、伊藤が政友会を結成したもうひとつの目的は、階級的・階層的利害および地方的利害の調整にあった。利害の調整は、「地方、若クハ団体利害ノ問題ニ至リテハ、亦一ニ公益ヲ以テ準ト為シ、緩急ヲ按シテ之カ施設ヲ決セサルヘカラス。或ハ郷党ノ情実ニ泥ミ、或ハ当業ノ請託ヲ受ケ、与フルニ援ヲ以テスルカ如キハ、亦断シテ不可ナリ」(宣言)というように、政党が選挙民団の各種の利害に拘束されることなく、もっぱら国家的利益の視点にたつことによって、実現されるものであった。したがって、それは、国民のあいだに存在する諸種の観念と利益を一元的な政治意思に昇化させる、政党の媒介的機能を積極的に承認するものではなかった。むしろ逆に、議政における国民代表の原理を換骨奪胎して、選挙民の議員にたいする命令委任関係を断ち切ることにより、国家意思の形成過程における専制官僚の主導権を確保するとともに、上から形成された国家意思の下に全国民を統合する紐帯として政党を機能させようとするものであった。

特質の第5は、政友会が無産者階級にたいして門戸をとざし、その政治的要求を排除したことにあった。創立委員会の席上、伊藤が「若し無産にして為す所なき無頼の連中を加ふるは、我々が折角政治上に効力を与へ良民の業をして益々發達せしむるの目的に反するのである⁽¹⁰⁾」とのべたことが、これを示している。山県は治安警察法を制定して、労働運動に「死刑の宣告」をあたえたが、伊藤は政友会を結成して、ブルジョアジー・地主と提携し、プロレタリアート・農民と対決する姿勢を示した。

かくして、政友会の結成は、近代的ブルジョア政党の成立を意味するもの

ではなかった。それは、日清戦争後の政治史を特徴づける「藩閥の政党化」と「政党の藩閥化」との同時的進行が、ひとつの結節点に達したことを意味し、専制官僚と政党との妥協・提携の時代が、ひとつの転換点に達したことを現わしていた。戦後の新しい階級関係のもとでは、藩閥のふるい統治方式（超然主義・三分鼎立から謀略による妥協・提携へ）の限界が明らかになり、専制官僚のあいだに分裂が生じた。第12議会後の伊藤と山県の激論は、両者の隠然たる確執が爆発したという面もあるが、政府形態の原則についての対立でもあった。

山県は、政党勢力の一部に保守派を合して多数派工作をおこなうという、従来の議会操縦の基本方針を変更する必要を認めなかった。したがって、問題は多数派工作の巧妙さに帰着する。彼は、第2次山県内閣において、桂太郎陸相や伊東巳代治の策謀に支援されて模範的提携を試みさせた。すなわち、憲政党と提携して重要法案を成立させたが、政府にはひとりの憲政黨員も入れなかったのである。しかし、そのような提携を繰り返すことは困難である。それには、次期政権を代償としなければならない。かくて山県は、憲政党と決裂して、内閣を投げ出さなければならなくなった。以後、山県は、元老の地位を利用して政界に隠然たる勢力をたもったが、ふたたび表面に出て内閣を組織することはできなかった。

山県の限界が明らかになったのち、伊藤は、模範的政党を組織して従来の政党の体質を改造し、絶対主義の安定・強化をはかろうとした。その不用意な結実が立憲政友会の結成であった。ところが、政友会は伊藤のいう模範的政党からほど遠く、彼の指導力もまた貧弱であって、伊藤＝政友会内閣は8ヵ月で瓦解してしまい、彼自身も政友会内部の基盤を失って枢密院に送り込まれてしまった。むしろ、彼が総裁を退いたのちの政友会のほうが、よほど「模範的」であった。

このように、絶対主義が支配体制の再編成と統治方式の転換をせまられて、専制官僚のあいだに分裂が生じたことに、政友会成立の第1の政治史的意義

があった。

政治史的意義の第2、政友会の成立は、かつての民党の完全な解体を意味していた。伊藤が政党組織にのりだしたとき、旧民党勢力は完全に分裂し、専制により接近していた分子(憲政党)は、無条件献党を申し出て、みずから「其仇敵たる専制主義者の唯一の装飾⁽⁶¹⁾」と化した。自由民権運動の伝統を受け継ぐ民党の国民的性格と革命性は、完全に失われた。『万朝報』に「自由党を祭る文」を掲載した幸徳秋水は、この転換を鋭くとらえていた。初期議会を特徴づけた専制と民党との矛盾は、もはや敵対的な矛盾ではなくなり、政党も、反体制政党から体制政党に変質した。そして、政党が専制の統治機構の一環にくみこまれ、専制と地主・ブルジョアジーとの組織的結合の手段となる過程がはじまった。同時に、議会の多数を保持する体制内政党の存在は、ブルジョアジーが、絶対主義機構の枠内でその政策を推進し、絶対主義機構を「上から改革」する可能性に道をひらいた。しかし、かかる過程が具体的な展開をみるためには、ブルジョアジーの政治的成長と彼らの指導的分子の政党への結集が必要であり、そのためには、日露戦争後までまたねばならなかった。

政治史的意義の第3、政友会の成立は、自由・平等を旗幟とし立憲主義を標榜してきた自由主義的ブルジョアジーの一部が、専制の支持にふみ切り、反動的大ブルジョア・大地主とともに、議会のなかで、黒百人組＝オクチャプリスト的多数派を形成するにいたったことを意味していた。

「これまでのすべての支配階級にくらべて、ブルジョアジーが独特なのは、次の点である。それは、ブルジョアジーの発展途上には一つの転機があって、それからさきは、彼らの権力手段、したがって第一に彼らの資本をふやせばふやすほど、かえって、彼らの政治的支配の能力を減らすことにしかならないということである。……この瞬間から、彼らは独占的な政治的支配をおこなう力をなくす。彼らは同盟者を探し求め、そして、そのときの事情しだいで、その同盟者と支配を分かつか、あるいはそっくりそれを譲り渡すかす

る。⁽³⁾

日本のブルジョアジーは、19世紀と20世紀の境目において、独占的な政治支配への力を完全に失った。彼らは、その同盟者を専制にもとめ、絶対主義天皇制の階級的支柱に包摂されて、専制と「権力をわかちあり者」、専制に「契約の締結を迫る者」になった。しかし、最後に決定し、命令し、執行するのは専制である。比喩的な意味で、専制が取締役の地位にあるとすれば、ブルジョアジーは株主の地位を獲得したにすぎない。それでも、階級としてのブルジョアジーが株主の地位を獲得したことは、重要な意義をもっていた。専制は、自由主義的ブルジョアジーを包摂して支配体制を再編成した。その結果、専制を擁護しようとする者と、君主制を擁護しようとする者との区別が、實際上困難となり、「専制の打倒」にかわって「君主制の打倒」が、体制変革のスローガンとならなければならなくなった。⁽⁴⁾

注 (1)(2) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻, 270, 277~8ページ。

(3) 『東京朝日新聞』明治33年6月3日。

(4) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第4巻, 729ページ。

(5) 林田亀太郎『日本政党史』下巻, 1927年, 65ページ。

(6) 尾崎行雄『骂堂回顧録』上巻, 雄鷄社, 1951年, 310ページ。

(7) 春敏公追頌会『伊藤博文伝』下巻, 443ページ。

(8) 『原敬日記』第2巻, 289ページ。

(9) 平塚篤編『伊藤博文秘録』1929年, 176~7ページ。

(10)(11) 『伊藤博文伝』下巻, 446~7ページ。

(12)(13)(14) 明治33年8月5日付, 伊藤博文宛伊東巳代治の手紙(同上, 448~9ページ)。

(15) 小林雄吾『立憲政友会史』第1巻, 1924年, 17ページ。

(16) 『日本新聞』明治33年8月31日。

(17) 『国民新聞』明治33年9月14日。

(18)(19)(20) 『世外井上公伝』第4巻, 735, 736ページ。

(21) 『東京朝日新聞』明治33年9月14日。

(22) 発会式における伊藤博文の演説(『立憲政友会史』第1巻, 33ページ)。

(23) 明治34年6月1日, 議員総会における演説(同上, 98ページ)。

(24) 明治35年3月8日, 議員総会における演説(同上, 136ページ)。

- (25) 明治34年7月13日、兵庫県支部発会式における演説（『統伊藤博文秘録』演説集、152～3ページ）。
- (27) (24)に同じ（『立憲政友会史』第1巻、138ページ）。
- (28) 明治34年7月15日、岡山県支部発会式における演説（『統伊藤博文秘録』演説集、160ページ）。
- (29) 林田亀太郎、前掲書、下巻、66ページ。
- (30) 『立憲政友会史』第1巻、17ページ。
- (31) 『万朝報』明治33年8月30日。
- (32) レーニン「二つの中央派」『全集第17巻、306～7ページ。
- (33) エンゲルス『「ドイツ農民戦争」（1870年および1875年版）への序文』『全集』第7巻、542ページ。
- (34) 拙稿「『上からの革命』について」『岐阜経済大学論集』第1巻第1号、1967年11月、40～1ページ。

3 伊藤=政友会内閣

山県首相は、8月25日の政友会創立委員会後間もなく、北清事変が一段落したのを機会に辞職を決意し、伊藤に後継内閣を引き受けるよう要望した。しかし、伊藤は、「政党組織の真意は、……真に国家の為に忠誠を效すべき国土を糾合し、一は以て既成政党の宿弊を矯正し、一は以て政府を援助せんとするに在れば、野に在ってこそ始めてその目的を達し、憲政の美を濟し得⁽¹⁾」⁽¹⁾として、山県の留任を勧告した。そして、9月9日、「此際は如何なる会合に接し候共、小生に於ては難応御求、単に政友会のみ事情に於ても、徒に人心を攪乱するのみに有之、且政務の継続上に於ては尚重大なる關係を及ぼし候事多々有之、到底可出来事に無之候間、断て辞退するの外無之⁽²⁾」⁽²⁾という書簡を山県に送り、内閣の政策を援助する意志を明らかにした。山県としては、前々から伊藤の政党組織に反対であったが、ついに阻止することができなかったので、政友会の陣容が整わないうちに政権を渡すことによって、伊藤を窮地におちいらせ、政友会を内紛で瓦解させようとしたのであろう。政友会発会式から11日後の9月26日、山県は伊藤を後任に擬して辞表を奉

呈し、伊藤はとうとう内閣を引き受けなければならない破目に追いこまれた。そのとき、伊藤は、「敵の陣営がまだ定まらないうちに夜襲をかけるのは、山県一流の兵法だ⁽³⁾」といて、こぼしていたけれども、それは、2年前に憲政党が組織されたとき、伊藤がすぐ大隈・板垣の両党首を推して辞職し、二人をして慌惶狼狽せしめたのと同じ戦法であった。伊藤がやむなく組閣をはじめたのは10月7日であったが、たちまち、山県の思惑どおりに、陣容未整備を露呈してしまった。

伊藤の組閣構想は、井上馨蔵相・加藤高明外相・星亨内相・桂太郎陸相・山本権兵衛海相・末松謙澄逓相・松田正久文相・林有造農商務相・金子堅太郎法相であり、加藤・桂・山本のほかは、すべて政友会員だった。伊藤の最初の腹案では、官僚出身の筆頭である渡辺国武を内相にすえる予定であったが、星が「政党の統制を保つためには、党情に通じた者を内務大臣にしなければダメだと、伊藤を説いた結果、伊藤もこれを諒解し、かれに内務大臣を振り当て、渡辺は副総裁格として留守番に当らしめようとした。」⁽⁴⁾伊藤の指導力は、星に指導される憲政党の数のまえに、はやくもゆらぎはじめていた。

星の横車について、組閣をもっとも混乱させたのは、渡辺国武の「心機一転事件」であった。政友会創立委員長であった渡辺は、蔵相を希望したのではなく、⁽⁵⁾内相になるつもりでいた。ところが、内相の椅子を星にさらわれたと知って激怒し、「陋劣なる弾官の運動は已に部内に起り来るなど立憲政友会本来の目的は將に雲散霧消せんとするの姿あり⁽⁶⁾」と政友会を誹謗し、伊藤を面罵して脱会の決意を告げた。しかし、10月10日になって、渡辺は急にその態度を一変し、伊藤の諒解を求めてきた。この渡辺の奇行には、田中光頭宮相らが関与していたという。

宮内省内匠頭として田中宮相の寵をえていた国武の実兄渡辺千秋は、田中を動かして、天皇は星の内相就任に不満であるとの内旨を、まず国武に伝達し、そのあとで伊藤に伝達した。この措置は「順序顛倒も甚敷⁽⁷⁾」、政友会内

でも憤慨の声が高かったが、伊藤は組閣の前途を思い、隠忍するほかなかった。このとき、伊藤が政友会の現状をいかに慨歎したかは、10月13日、井上に送ったつぎの書簡からもうかがうことができる。「政友会の事情如斯、泣くにも泣かれぬ有様。独り大歎息に不堪は、彼等一人も国家の安危得喪より見を起すものなく、何れも一身上より名栄とか汚辱とか勝手の名称を以各好地位を得んと内心に希望し、表面根拠のなき理窟を故らに造為するに過ぎず、而して又一人も憂国の至誠より国政の経画手段等を胸中に案出するものあるを不見、唯他人に依頼して榮達利禄を貪るに過ぎず、如斯連中を相手にして国家非常の際に重責に膺らんとする自箇の愚忠は天憐を仰ぐの外無之と悲憤に不堪候。」⁽⁶⁾ 結局、内相には旧憲政党の要求を容れて末松をあて、井上が蔵相を辞退したあとに渡辺をすえ、星を逋相にまわして急場をしのいだ。

〔補注〕

井上が蔵相就任を辞退したのは、渡辺に譲るためよりも、経済界の前途に悲観的な見通しをもっていたこと、旧憲政党员と財政政策について意見を異にしていた（井上は消極政策をとっていた）こと、によるものと考えられる。井上は、伊藤のさきの書簡にたいする10月14日付の返書のなかで、こう書いている。

「内閣組織被成候上、総務員連中・閣員等渡辺之過去挙動ニ対、残恨は全く消滅シレ不能故、事々物々抗議百出、其際ニ至リテハ則老侯之威信と御性質之理論を以、強制レ被成候モレ不レ可免事候得ども、常ニ苦情相互ニ百出レ可仕候、懸鏡ニ如見ニ有之、若シ愚生此際入閣を受ケ候時は、第一相方苦情訴エテ断之焼点ニ立ザルヲレ不得ニ至リレ可申候。第二経済界之日々逆境ニ進ミツ、アル現情故、明年上半季ニ至ラバ必ズ日本銀行レザーブ、ホンド(Reserve fund)は四千万円ニ減少スル之趨勢故、各省之経済の整理より増税又は減員、経済社〔会〕秩序を立ツル等ヲ熟慮スル時は、中々以二三之手段方法ニテハ救済モ其効を不奏ハ言を不待義ニ有之候。第三此複雑ナル并発病性ニ対シテハ病人レ不レ好服一薬、節制モ厳行セザルベカラズ、又経済者中実業家・資本家ナル者モ未ダラ病人と認居候人は稀ニ有之候而、小生之行為は消極的ノミトカ非難モ生ジ、且内閣は一致協同ハニ無覚一束、…」⁽⁶⁾

すなわち、井上は、最初から入閣の意志はなく、蔵相候補は、伊藤の懇請をことわりきらなかったことによるものだった。ところが、渡辺国武の奇行で伊藤の統率力に信頼がおけなくなり、自分が苦情訴え・閣内対立の焦点にたたされるのを嫌っ

て、蔵相就任を辞退した。また、渡辺も、最初は蔵相ではなく内相を希望していたが、彼を内相にしては旧憲政黨員の不満が爆発する、⁽⁴⁰⁾ といって渡辺に重要な椅子を与えなければ、「再び狂禪ヲ発」するので、両者をともに慰撫するため、蔵相にまわした、というのが真相のように思われる。

原もまた、「泣くにも泣かれぬ有様」のひとりであった。彼は、伊藤組閣のさいには入閣という黙約をえたつもりでいたが、閣僚選考からもれた。10月13日の日記には、その憤懣がつぎのごとく書かれている。「蓋し伊藤薄弱にして、遂に旧自由党の四総務委員を入閣せしめざるを得ざることとなり、又松方の依頼を容れて加藤高明を外務に入れ、渡辺国武の強迫を恐れて同人を大蔵に入るゝが如き処置を内定したるが為めに余の前約に背くに至れるなり。」⁽⁴¹⁾ 結局、伊藤は、「次に欠員ある時は必ず入閣せしむべし。其入閣に至るまでの間は目下新聞社に於て受け居るだけの俸給を支給すべし」⁽⁴²⁾ として原をなだめ、12月19日、彼を総務委員兼幹事長に指名した。

第4次伊藤内閣は、10月19日成立したが、伊藤の総裁独裁制は、すでに政友会の内部から蚕食されはじめていた。組閣の経過は、議会において専制を援護するはずの政党が、逆に専制を制限するという矛盾を示していた。組閣のさいに、「天憐を仰ぐの外無之」と慨歎した伊藤は、内閣発足後間もなく、こんどは閣内からの叛乱に直面した。山県内閣の「殿軍」をもって自任する桂陸相は、政友会発会式の日以来、脳神経衰弱を理由にして葉山の別邸に引きこんでいたが、内閣成日の翌日、「敢て他の門牆に倚らず」⁽⁴³⁾ として、再度辞表をだした。このときは、天皇の沙汰により慰留されたが、さらに11月14日、3度目の辞表を奉呈し、「此度は病気の一点張にて、突貫又突貫と」、⁽⁴⁴⁾ ついに辞職を押しとおしてしまった。3度目は、山県と連絡のうえで、陸相の後任難を期待していたようであるが、伊藤は、12月23日、児玉源太郎台湾総督を総督兼任のまま陸相にすえてことなきをえた。

ところが、第15議会の開会がせまると、貴族院がはやくも攻撃をはじめてきた。

貴族院には、研究会・茶話会・木曜会・庚子会・朝日倶楽部・無所属の6派があったが、彼らは伝統的に超然内閣・藩閥内閣を支持し、政党内閣を敵視してきた。政友会成立前後の貴族院の動向を、『日本新聞』はつぎのように伝えている。「伊藤侯新政党を將いて内閣組織の上は貴族院令改正を以て第一着の事業とすべしとの説は痛く同院議員の感情を害し、議員中には頻りに奔走して新政党反対の態度に一致せしめんと勧誘するものありしが、中にも政府党を以て自任せる研究会員の如きは新政党に対する悪感情も甚だしく、……研究会と山県内閣との関係を推し特に清浦奎吾氏が司法大臣の職に居りながら、公然出席して伊藤侯不信任の決議に加はりしを見れば、立憲政友会と山県内閣との間には如何なる暗潮の横流しつゝあるかを察するに足るべし。」⁽⁶⁹⁾

貴族院6派は、従来互に反目しあっていたが、伊藤内閣が成立すると、たちまち各派連合して反抗的運動を開始した。彼らは、伊藤内閣攻撃の手始めとして、星逋相の収賄容疑事件をとりあげた。すなわち、内閣成立後、東京市政疑獄事件がおり、贈収賄容疑で拘引される者が続出したが、星はながく東京市参事会員として市会の実権を握っていたので、嫌疑はたちまちその身辺におよび、星自身も告発されるにいたった。星に嫌疑がおよぶと、貴族院各派は、187名の連署をもって、星の処分を伊藤にせまった。衆議院の反政友各派もこれに呼応して、星排斥の声が高まった。さすが剛腹な星も、ついに12月21日、金子法相から不起訴の言質をとったうえで辞表を提出し、翌22日、原が逋相となった。

こうして、伊藤内閣は、組閣の難関をどうにか切り抜けたものの、たちまちにして財政整理問題という暗礁に乗り上げてしまった。財政整理問題の第1は増税問題であり、第2は事業繰延べ問題であった。

(1) 増税問題

明治33年12月22日に召集された第15議会の主要課題は、開院式の勅語にし

めされていたように、北清事変のための増税であった。

北清事変費は、33年度に普通歳入から200万円、軍艦水雷艇補充基金・教育基金・災害準備基金から2,000万円を支出していたが、34年度にはさらに概算2,350万円を要する見込みであった（実際には、事変の終結がはやかったため、1,300余万円の支出にとどまり、事変費の合計は3,524万円であった）。しかも、三基金の残額3,000万円はすべて有価証券であり、金融逼迫の情勢下では、これを一般金融市場に売り出すことはできなかったため、戦費の補填は増税によるほかなかった。かくて、すでに山県内閣のもとで、第3次増税が計画されていた。

伊藤内閣は、34年1月22日、歳入総額2億5,452万円、歳出総額2億5,293万円にのぼる明治34年度予算案を議会に提出し、つづいて27日、増税関係諸法律案を提出した。増税の理由は、「清国事変の為に要する経費の支弁に充て、軍艦・水雷艇補充基金、災害準備基金、教育基金を補充し、且つ必要あるときは、従来公債支弁に属せしめたる計画を変更して租税収入の支弁に属せしむる時のため、歳入を増加するは目下財政上必要の事に属す」（増税法案理由書）と説明された。増税計画の内容は、第17表のとおりであった。しかし、北清事変費の支弁を増税にもとめ、増税収入の余剰を事業拡張費に振り向けるのは、「経常費→増税、臨時費→償金・公債」という従来の財政政策の根本原則を否定するものであり、戦後財政計画の完全な破綻を示すものにほかならなかった。

第17表 第3次増税の内容（単位 円）

第3次増税の眼目は消費税の増徴にあったが、この点について、渡辺蔵相は、「今日の場合に於て先づ消費税が一番便利であると考へましたから、総てのものを消費税にもとめたのであります」とのべ、その理由を、「本大臣の見る

種 目	金 額
酒税増徴・ビール税新設	10,503,360
砂糖消費税新設	6,797,729
海関税引上げ	935,382
葉煙草専売値上げ	3,204,287
合 計	21,440,758

所に依ると、消費者が消費の税を払ふことゝ、経済社会の資金を募集する公債とは違ふ話で、同じ金ではありますが、同じ金であっても、消費的のものは資本とは云ふべからざるものであって、生産上の意味が加へられて始めて資本と為る⁽¹⁰⁾と説明した。経済不況の情勢下で、「経済社会の資金」を吸収する公債募集は極力これを避け、消費税を増徴して、これに「生産上の意味」を加え、「資本」に転化すべきだと主張されたのである。このように、消費税増徴の理由として、民間資本蓄積の先導・補充の必要が公然と主張されたことは、注目に値することであつた。

日清戦争後の3度にわたる増税によって、増税（見込）総額は9,167万円の巨額にたつし、戦前の租税収入7,469万円をはるかに凌駕した。しかも、増税額の4分の3は、大衆課税である消費税と煙草専売によつたものであり、租税体系は、地租中心から消費税中心に完全に移行した。

増税法案が衆議院に提出されると、政友会と帝国党はそれぞれ賛成と反対の態度を決定したが、憲政本党は内紛を惹起し、ついに分裂するにいたつた。

憲政本党では、軍備緊縮派を中心に増税法案に反対する者が少なくなつたが、1月28日の財務調査委員会は反対を決議し、一気に増税反対の党議を決定するかにみえた。しかし、前年末に党議で「清国事変及び国家の発達に伴ふ必要の経費は之を支出するを辞せず」と決議していたこと、増税の対象がすべて消費税であつたことから、党内に増税賛成論が高まつてきた。1月29日に代議士総会が開かれると、大隈重信総理は、「今日の事態は増税を行なふか公債を募るか將た止むなくんば一切の事業を中止するかの外なかるべし⁽¹¹⁾」と演説して非増税派の説得をこころみ、党議決定をのばして増税派の巻き返しをはかつた。そして2月4日、再度代議士総会を開き、49:39で増税法案賛成の党議を決定した。しかし、大東義徹・金岡又左衛門・工藤行幹・高木正年・石原半右衛門ら34名の非増税派は、増税法案反対の素志を貫くため、2月15日袂を連ねて脱党し、18日三四俱樂部を結成した。三四俱樂部は地租増徴案当時の軍備緊縮派であり、うち19名は東北・北陸地方の議員であつた。

尾崎行雄ら9名が政友会に走ったのにつづいて、軍備緊縮派の離脱により、憲政本党は衆議院勢力わずかに67名に減少した。憲政本党が増税賛成を決定したことは、憲政本党も憲政党と同様に国民的性格を失い、体制内政党に変身したことを意味していた。

しかし、三四倶楽部のなかでも、増税反対の理由には、かなりの差異があった。高木正年は、「経済界の前途に於て非常なる恐慌を来す」という理由で反対したが、工藤行幹は、「増税したる所の金を支出する目的に就て……其当を得ない」という理由で反対した。工藤は、増税そのものには反対ではなく、年限付の特別税として提出すれば、「決して之に反対を唱ふる者ではない」のであった。彼は増税反対の理由をこう説明した。

「此支那の事件を一の口実として永世の税を賦課して他の公債募集に代用すると云ふのは抑々謂れのない事で不当の甚しきものと言はなければならぬ。」「三基金は……支那事件の落着した後に基金を補充するが当然のことである。それを今何を苦んで更に税を起して補充しなければならぬと云ふやうな窮屈の必要が何れにあるか。」「公債が募れぬと云ふときには今掛って居る彼の東海道の鉄道線路、其他必要の事業を中止しなければならぬ、之を中止すれば国家は大変の損害を受けるぢやないか、故に税を以て支弁しなければならぬと論ずる論者もございますが、若し果してさうであるならば、是までの政府の公債政略がまるで破れてしまったものと言はねばならぬ。」したがって、事業計画を立て直さなければならぬにもかかわらず、「政府はそれを示さず、曖昧模稜の間に清国事件に人心の向ひて居るのを機会として暗に此増税を執行して、それを以て公債の支弁に應ぜんとするは瞞著も亦甚しと言はなければならぬ。」この工藤の反対論は、戦後財政政策の根本問題にふれるものであった。

衆議院は、2月19日、政友会・憲政本党の賛成によって増税法案を可決したが、貴族院の特別委員会は、伊藤の説得懇請にもかかわらず、わずか一回の審議で、2月25日これを否決した。原は、この日の日記に、「貴族院の反

対は重に研究会より起りたるものにして、畢竟伊藤が政友会を率て内閣を立てるを喜ばざると、又貴族院議員等疎外せられたりとの感情より生じたるもの如く⁽⁶²⁾と書いている。伊藤は京都無隣庵の山県に、「閣下ノ統率ニ属スル議員等、重ナル反对者ノ中ニアルカ如キハ、甚遺憾トスル所ナリ⁽⁶³⁾」との抗議の電報を發し、その考慮を促がした。山県は、ただちに、清浦奎吾・芳川顕正・曾禰荒助に書簡を送ったが、伊藤のため積極的に動く気はなかった。本会議が開かれる27日、賛成派50余名にたいして、反対派は研究会62名、庚子会30名、朝日倶楽部20名、茶話会19名、木曜会16名、無所属25名、合計172名に達した。かくて伊藤は、10日間の停会を奏請した。「議會在貴族院の言動に因り停会せられたるは、實にこれを以て嚆矢とし、我憲政史上異例に属する事であつた。⁽⁶⁴⁾」

停会後の対策について、原は貴族院の改造を主張し、「加藤・渡辺は衆議院を解散した後⁽⁶⁵⁾に貴族院令改正に及ぶの順序なるを述べ其手續を異にするも改正は同意⁽⁶⁶⁾」であつたが、閣僚の意見一致にはいたらなかった。3月1日、伊藤の代りに西郷従道が、京都に急行して山県・松方に調停を依頼したが、「感冒」を理由に拒絶された。翌2日、伊藤は近衛篤磨貴族院議長に各派との交渉の斡旋を依頼したが、不調におわつた。そこで4日、伊藤の内奏によつて、天皇は山県・松方に上京の電命を發し、西郷・井上とも熟議して政府と貴族院との間を調停するよう命じた。8日、4元老は調停案を貴族院各派代表に示したが、これまた不調におわつたので、11日、山県・松方は調停不可能を奏上した。この間、議会は、3月9日から13日まで、さらに5日間停会となつた。翌12日、伊藤は、「この上は憲法中止か貴族院改造の外執るべき方途なし⁽⁶⁷⁾」と、その決意を告げた。しかし、伊藤と4元老の会談は、結局妙案なしとして、勅語を奏請することに決した。これを評して、原は3月13日の日記にこう書いている。「以上の結果は一昨日首相の發言せし所〔貴族院改造〕と大に相違するに因り、余は首相に一昨日協議の案は行はるゝに至らざりしやを尋ねたるに、夫れは逆々行はれざりしと答えたり。蓋し元老等

の同意を得る事能はざりしものならん。此機会に於て貴族院の改造をなす事能はざりしは真に遺憾なりき。」⁽⁸⁾

勅語がくだって形勢は一変し、3月17日、貴族院は満場一致をもって増税法案を可決した。つづいて、明治34年度予算案も、ほとんど政府案通りに可決された。

みずからの構案になる絶対主義機構の相対的独自性の強固さを、身をもって知らされた伊藤は、天皇に進退伺を提出するとともに、貴族院改造の必要を上奏して、憲法制定にあたり周密を欠いていたと、自己の不明を告白しなければならなかった。⁽⁹⁾しかし、伊藤の進退伺は却下されたが、貴族院改造も採用とはならなかった。

原の記するところによれば、伊藤の貴族院改造案は、「枢密顧問官を増員して50名位とし貴族院中より之を採用し、而して同院〔枢密院〕は内閣更迭と云ふが如き大問題の時丈けに諮問せらるゝ事となし、他は院議に付せざる事に改正し、貴族院には有爵議員に立入らずして勅選を100名位となし相当の年限を付する事に改め終身の制を廃したしと云ふの趣旨」⁽¹⁰⁾であった。すなわち、政府によって任免され、政府の意に従順な勅選議員に、キャスティング・ボートを握らせることを骨子とするものであった。それは、ブルジョア社会のうえに片足を置くようになった絶対主義者が直面した、矛盾の告白にほかならなかった。

こうして、第15議会は3月24日閉会となったが、その直後、伊藤内閣を瓦解にみちびく閣内不統一が生じた。

(2) 事業繰延べ問題

明治34年度予算と増税法案は成立したが、伊藤内閣のまえには、予算の実行をいかにすべきかという難関が横たわっていた。ときに、戦後恐慌の嵐は終幕のすぎましい様相を呈しつつあった。

北清事変の影響は33年10月ごろからしだいに減退し、綿糸の対清輸出と生

糸の対米輸出は回復しはじめたが、経済界の不況と金融逼迫には緩和の兆はなかった。貿易は依然逆調をつづけ、砂糖税新設と関税引上げを見越した輸入増がその傾向を助長した。33年は、31年の1億1,000万円について8,283万円の入超を記録し、正貨の流出は4,520万円に達した。そして、33年11月には、正貨準備は6,525万円に減少し、兌換券発行高2億0,070万円の3分の1を割ってしまった。正貨準備が兌換券発行高の3分の1以下になったのは始めてのことであり、金本位制は危機に直面した。この間、日本銀行は貸出し回収の方針を堅持したので、市中銀行も警戒をゆるめず、金利は依然騰貴をつづけた。

このように世情騒然たるなかで、33年12月25日、熊本第九銀行および熊本貯蓄銀行が支払を停止した。支払停止の原因は株価の下落による損失であったが、一般に地方の小銀行は都市の中銀行に資金を依存していたので、都市の銀行が資金の回収につとめると、地方の銀行は苦境にたつことになる。かくて第九銀行の支払停止は、九州一帯の金融市場に大影響をあたえ、全国にひろがった銀行動揺の導火線となった。第九銀行の支払停止は久留米に飛火して、34年1月第六十一銀行の取付けとなり、さらに福岡に波及して第十七銀行の取付けとなった。かくて九州方面の手形は流通停止の形となり、商業はすべて現金取引によるほかない状態となった。

九州について動揺がおこったのは、横浜・東京とその周辺であった。1月6日の横浜蚕糸銀行の破綻にはじまり、第二銀行・七十四銀行・東京貯蔵銀行横浜支店などが、いずれも猛烈な取付けにあった。横浜の恐慌は東京に飛火して、東京貯蓄銀行の動揺・愛国銀行の破綻・埼玉粕壁銀行の支払停止となった。東京では、はじめ比較的小資力の銀行または貯蓄銀行の破綻・支払停止が伝えられたが、金融梗塞は関東一帯の機業地の苦境と合流して、1～2月の頃には、両毛地方の手形は流通を停止するにいたった。こうなると、東京・横浜地方の銀行で平常営業面の評判のよくないものは、世間の疑惑を増す一方で、ついに東京商業銀行・新橋銀行が休業したのにつづき、2月に

は、確実な大銀行でさえも、流言飛語のため多少の取付けをうけるほどであった。

だが、恐慌の打撃がもっともひどかったのは、4月の大阪地方であった。大阪の金融界は、前年末以来、不安と動揺のうちにも小康を保ってきたが、3月28日に北村銀行が破綻したのを口火に、4月16日には第七十九銀行が破綻し、同行と関係の深い難波銀行が休業して、金融恐慌が勃発した。翌17日には、福永銀行大阪支店・天王寺銀行・第五百十二銀行・前島銀行・西六銀行・高知銀行大阪支店・古市銀行・湖亀銀行・大阪三商銀行・加島銀行・天満銀行・大阪商業銀行・藤本銀行・第五十八銀行・旭銀行・大阪貯蓄銀行・日本貯蓄銀行・逸見銀行などがいっせいに取付けにあい、大混乱におちいった。「大阪は戦後企業勃興の際における企業熱の中枢であって、全国中最も企業熱が高かりし所であった。されば金融変態の影響は最も深く大阪に及びて、その打撃はまた他の類にあらず、ここに関西恐慌の発動地として大阪の恐慌を惹起したのである。」⁽³¹⁾ 大阪の恐慌はただちに堺地方に波及し、18日、指吸銀行・指吸貯蓄銀行・大西銀行など、ほとんどすべての銀行が支払を停止した。

この形勢をみて、日本銀行は大阪の有力銀行と協議して救済にあたったので、大阪の恐慌状態も4月20日には一応鎮静した。恐慌救済資金として、日銀大阪支店が34年3月から貸し出した資金額は700万円にのぼった。銀行の取付け騒ぎは、4月16日から20日にかけてもっとも激しく、この間に払い出された預金額は2,152万円、1日平均400万円をこえた。恐慌のなかで、銀行を去った預金は郵便貯金に集まり、「僅に三日前に1,200余万円なりしもの1万9,000余万円に躍進」した。⁽³²⁾ また、中小銀行の取付けの反面で、「住友、鴻池等市中大銀行若くは東京の大銀行大阪支店の如きは反て取付られたる銀行の預金が転じ来りて、これ等大銀行の預金とな」り、銀行集中の傾向に拍車がかけられた。

大阪・堺の恐慌は各地に波及し、ことに奈良で激しい取付けがおこり、ほ

とんど全銀行が支払停止におちいった。さらに、三重県・香川県・名古屋市・豊橋市・京都市、そしてふたたび九州地方にも伝播して、多数の銀行が支払停止におちいった。

こうして、34年はじめ九州におこった恐慌は、大阪を中心にしてほとんど全国に蔓延し、4月から5月にかけての銀行動揺に集中的に表現された。この間、多少の取付けにあった銀行は本・支店をつうじて50行、支払停止におちいった銀行は34行にのぼり、そのうち払込資本金5万円以下の銀行が18行、20万円以下が28行であった。「執達吏が調査せしに本店の金庫に銅貨7銭6厘、支店に於て収入印紙1円足らずを存せしのみなる大阪日本銀行なるものあり、或は取締役監査役一同逃亡し、小僧一人留守し居りたる東京産業銀行あり、或は行員の株式投機の為に殆んど資本金の全部を費消せし京都西陣貯蓄銀行あり、或は6万7,620円の払込資本金の銀行にして、100円の債務を果す能はず、財産を差押へられたる大阪共和銀行あり、或は家賃の延滞の為に差押へられ、金庫、卓子、障子の外何ものもなく、債権者も詮方なく示談せりといふ百五十銀行あり⁶⁴⁾」という数々のエピソードは、日清戦争後の銀行乱興の弊害を暴露したものであると同時に、恐慌における銀行動揺の激しさを物語るものであった。

この金融恐慌の根底には、すでに述べたように⁶³⁾、前年来の一般商工業界の不況があった。東京手形交換所における34年の不渡手形は1,035枚、取引停止人員968名、金額33万7,000余円にたっし、とくに2月は激しく、1カ月間に189枚、158人、6万3,286円を数えた。商工業者の取引難・経営難は大阪・京都など関西地方でもっとも激しく、関西貿易会社の倒産をはじめとし、石炭・洋反物・石鹼・材木などの商工業者の倒産が続出し、名古屋の陶磁器・両毛地方の機業・東京の材木業・神戸のマッチ業などの苦境も惨憺たるものがあり、投げ売り・閉店・倒産などの報道が連日の新聞紙面をうずめた。紡績業も、資金融通の途が絶えて深刻な困難におちいり、なかには、苦境脱出の道を外資輸入と企業集中にもとめる者があらわれた。

しかし、暴威をふるった恐慌も、4月下旬には下火となり、5月にはいって沈静した。かくて日清戦争後、約5億円の償金と外債の流入によって惹起された投機熱の病根は一掃されたが、経済界は深刻な不況期にはいった。一般消費の減少と恐慌により縮小された信用は容易に回復せず、金利はみぞうの高率を維持し、東京の市中金利は最高3銭7厘、最低でも3厘を下らなかつた。このような恐慌と、それにつづく経済界のながい沈衰状態は、34年度予算の実行を困難にした。

政友会は行政刷新・財政整理を党議として決定し、政府もその実現を第15議會で公約していたが、34年度の募債予定額4,734万円に、前年度の未募集額1,328万円をくわえると、総額6,000万円以上の巨額にたっし、その募集はきわめて困難であった。そこで、3月30日、渡辺蔵相は、突然、34年度の公債支弁の官業をすべて中止すべしとの意見を提出した。しかし、政府は募債興業の予算を編成し、すでに議會の協賛をえていたし、渡辺蔵相も、衆議院の予算審議のさいに、「之〔募債予定額〕を募集し能はざる時は、政府は官業を中止するの覚悟なる乎」という質問⁽⁶⁴⁾にたいし、「公債の募集は事業の進行と金融界の事情とを参酌し適當の処弁方法を講ずるの見込なり」と答弁⁽⁶⁵⁾していたので、募債不可能を理由に官業を中止するのは、政府の無定見を暴露するものであった。伊藤首相は再考を促したが、渡辺蔵相は聞き入れなかつた。渡辺は、財政の危機を痛論してこういった。

「目下の如き経済界に於て長く継続せんか、財政の基礎亦決して確立すべきにあらざれば、一方に於て経済界の根治を為すの急なるを認めざるべからざると同時に、戦時政府事業の大なる所より、動もすれば経済上恐るべき悪結果を生ぜしめたるは争ふべからざる事実なれば、今は此等政府事業の収縮を図り、徐に整理を図るの必要なる時たるを以て、一時已を得ず既定事業費の繰延を決行し、一面には至難なる公債募集を見合はせ、一面には政府事業の爲め経済界の恢復を遅緩ならしむるの弊を救ひ、大に財政経済の根柢を強ふするの策に出づるの外他に機宜に通ずるの道なし。」⁽⁶⁶⁾

この渡辺の意見は、当時の経済界の実状から考えると、きわめて適切なものであったが、問題は、それを予算編成のさいに主張しなかったことにある。政友会が準備未整のまま内閣を組織したことは、予算の実施においても破綻を示すことになったのである。

4月3日の閣議に、募債中止が提議されると、末松内相・金子法相・松田文相・林農商務相・原逋相ら政友会の5閣僚が、まっこうから反対した。鉄道・電話が官業中止のおもな対象であったので、原がとくに激しく渡辺と争った。これは伊藤と加藤外相・山本海相・児玉陸相の3閣僚の調停で妥協がつき、7日の閣議で、官業の中止を繰延べと改め、約半額の3,000万円を繰り延べることにした。ところが、4月15日になって、渡辺蔵相は、臨時閣議において、35年度予算編成の方針としていっさいの新事業をおこさず、公債を募集せず、既定の継続事業は37年度まで繰り延べることを提議して、政友会の5閣僚とふたたび衝突した。翌日の閣議でも、渡辺は自説を固守し、末松ら5閣僚は憤激のあまり、とうとう袂を連ねて退席した。政友会も、渡辺の財政緊縮案に反対であったばかりでなく、組閣当時の経過もあって、ほとんど会をあげて渡辺に反対した。

その間、「伊藤は山県、松方、井上の元老を集め……各員より井上の入閣を勧めたるも井上容易に応ぜざりしと云ふ。」⁽³⁹⁾ 井上も渡辺と同様に緊縮方針をとっていたからである。また、伊藤の態度がぐらついていたからでもある。伊藤は、いったん渡辺の官業中止論に傾いたかと思うと、これを不可として渡辺に再考を促し、あるいは、「最初井上を入るゝ意志なりしに、本日は稍々其意向を変じたるものゝ如く、却て井上の入閣は閣内の折合如何を氣遣ふものゝ如く」⁽⁴⁰⁾と動揺しつづけ、結局、「渡辺にして35年度の財政に事業を継続するの案あれば渡辺を此まゝになし置くべし、然らざれば総崩れの外なし」⁽⁴¹⁾という意見に落ち着いた。原は日記に、「兎に角首相の意向は時々変更して不明に属せり」⁽⁴²⁾ともしている。

しかし、蔵相と5相との関係は、とうてい融和しがたいまでに悪化してい

た。5月2日、伊藤は内閣不統一の責を負って辞表を奉呈し、渡辺をのぞく全閣僚も伊藤になった。渡辺はひとり辞職を拒んだが、論告により翌3日辞表をだした。渡辺は、「先般提出致候財政整理意見は、兼て屢々申上候末、閣下も御同意有之候事にて、実に現今国家の破産を未然に救済すべき唯一の策」であるとし、「此場合に際し御勇退相成候如きは、薄志弱行の譏千古不可免⁽⁴³⁾」と、伊藤の留任をもとめる書簡を送ったが、伊藤の翻意はえられなかった。

伊藤が政友会を組織したときの原則は総裁専制であったが、伊藤は政党指導の資質・能力に欠けるところがあった。しかし、伊藤が首相であるうちは、さしたる破綻も生じなかった。それは伊藤の指導力によるのではない。政友会幹部も代議士も、政権維持を第一としたから、伊藤の行動に不満であっても、結局彼の統制に服従したのである。伊藤＝政友会内閣が8カ月で倒れたのは、伊藤が政友会を統制できなかったことよりも、彼がとるべき方向に迷い、優柔不断と焦慮をつづけたからである。

財政政策について、伊藤自身としては、公債募集の不可能なことと、官業中止・事業繰延べのやむをえないことを、十分承知していた⁽⁴⁴⁾。経済界や政界・官界においても、政友会の積極財政政策に反対し、官業縮小の必要を説く者が少なくなかった。しかし、政友会としては、政党の基盤を培養して党勢を拡張するため、積極的な募債興業策をとらなければならなかった。こうなると、政党の上に片足をのせながら、他の片足はいぜん専制の上に残していた伊藤は、明確な決意を表明できず、消極政策と積極政策とのあいだを彷徨しつづけた。政友会内部の異論を押えて、官業縮小・財政整理の所信を貫くことはできなかったが、さりとて、公債募集・事業継続の自信もなかった。伊藤のたえざる動揺と焦慮は、かかる矛盾の現われにほかならなかった。それは同時に、専制官僚を党首にいただく政友会の矛盾でもあった。原敬は、「到底元老を中心としたる内閣は真に憲政を挙ぐる⁽⁴⁵⁾こと難し」と考えた。

伊藤がひとたび政権を離れると、総裁専制はたちまち動揺しはじめた。間

題の核心は、伊藤が元老であり党首であり、しかも首相でないところにある。首相でなくなれば、元老と総裁は撞着をきたし、伊藤は政友会にとって厄介な荷物となる。かくて伊藤＝政友会内閣の瓦解は、政党が専制の政策に制限をくわえはじめる端緒をしめし、政友会が伊藤の手綱をふり切って、政党独自の論理にしたがって自己自身の道を歩みはじめる展望をあたえた。

注 (1)(2) 春畝公追頌会『伊藤博文伝』下巻, 463, 464ページ。

(3) 尾崎行雄『愕堂回顧録』上巻, 315ページ。

(4)(5) 前田蓮山『星亨伝』1948年, 350ページ。

(6) 『時事新報』明治33年10月10日, 渡辺国武談。

(7)(8) 『伊藤博文伝』下巻, 471, 472ページ。

(9)(10) 井上馨侯伝記編纂会『世外井上公伝』第4巻, 757～8ページ。

(11)(12) 原奎一郎編『原敬日記』第2巻, 300ページ。

(13)(14) 徳富猪一郎『公爵桂太郎伝』乾巻, 947, 950ページ。

(15) 『日本新聞』明治33年8月31日。

(16) 明治34年1月29日, 衆議院本会議 (『大日本帝国議会誌』第5巻, 978ページ)。

(17) 『東洋経済新報』第187号, 明治34年2月15日。

(18) 明治34年2月19日, 衆議院本会議 (『大日本帝国議会誌』第5巻, 1029ページ)。

(19)(20)(21) 同上, 1025, 1026ページ。

(22) 『原敬日記』第2巻, 325ページ。

(23)(24) 『伊藤博文伝』下巻, 489, 492ページ。

(25) 『原敬日記』第2巻, 325～6ページ (明治34年2月26日)。

(26) 徳富猪一郎『公爵山県有朋伝』下巻, 446～7ページ。同『公爵松方正義伝』坤巻, 800～1ページ。

(27) 『伊藤博文伝』下巻, 496ページ。

(28) 『原敬日記』第2巻, 337ページ。

(29) 平塚篤編『伊藤博文秘録』1929年, 75～6ページ。

(30) 『原敬日記』第2巻, 338ページ (明治34年3月13日)。

(31)(32)(33) 滝沢直七『稿本日本金融史論』1912年, 642, 648ページ。

(34) 同上, 638～9ページ。

(35) 拙稿「日清戦争後の天皇制(4)」『岐阜経済大学論集』第2巻, 第2号, 1970年3月, 76～8ページ, 参照。

(36)(37) 『大日本帝国議会誌』第5巻, 1189, 1219ページ。

(38) 滝沢直七, 前掲書, 682ページ。

- (39)(40)(41) 『原敬日記』第2巻, 354ページ(明治34年4月17日)。
- (42) 同上, 355ページ(明治34年4月18日)。
- (43) 『伊藤博文伝』下巻, 507ページ。
- (44) 『世外井上公伝』第4巻, 769~70ページ。『原敬日記』第2巻, 358ページ(明治34年4月22日)。
- (45) 『原敬日記』第2巻, 374ページ(明治34年5月14日)。